

全国高等学校総合文化祭開催基準規程

(総 則)

第1条 全国高等学校総合文化祭（以下「高総文祭」という。）を開催し運営するためにこの基準規程を定める。

(目 的)

第2条 高総文祭は、高等学校の教育の一環として高等学校生徒に各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、文化活動への参加の意欲を喚起し、創造的な人間育成をはかるとともに、文化活動をとおして全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦をはかろうとするものである。

(主 催)

第3条 高総文祭の主催は、文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟（以下「本連盟」という。）、開催地高等学校文化連盟、開催都道府県・同教育委員会、及び会場地市町村・同教育委員会を含めたものとする。

(後援・協賛)

第4条 高総文祭の後援は、原則として全国都道府県教育長協議会、全国高等学校長協会、開催都道府県高等学校長協会とするが、開催地の事情に応じて他を加えることができる。

協賛については、開催地実行委員会と本連盟で協議する。

(開催地域及び地区の区分と順序)

第5条 高総文祭は、毎年開催し、開催の順序は下記のとおりとする。

- 2 高総文祭は、東・中・西の地域内の順序で開催し地域内においても地区の輪番を原則とする。
- 3 東・中・西の地域及び地区の区分は、次表のとおりとする。

地域	地 区	都 道 府 県
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、富山、石川、福井、長野
	東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	徳島、香川、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(開催の申請)

第6条 高総文祭の開催を希望する都道府県高等学校文化連盟は同一地域内の各都道府県高等学校文化連盟並びに本連盟事務局と緊密な連絡調整をはかり、都道府県高等学校文化連盟会長・都道府県教育委員会教育長と連署のうえ、本連盟会長あてに申請書を提出する。

- 2 申請書は高総文祭開催年度の6年前の9月1日から翌年3月31日までに提出するものとする。
- 3 申請書の様式及び添付書類は別に定める。
- 4 開催申請の方法について、上記 1 によることが出来ない場合は本連盟として審議対処する。

(開催地の内定及び決定)

第7条 高総文祭開催地については、本連盟が第6条の申請書に基づいて審査し、文化庁と協議のうえ、本連盟総会の承認を得て内定及び決定をする。

- 2 高総文祭開催地の内定は、高総文祭開催年度の5年前、決定は2年前とする。
- 3 高総文祭開催地を内定及び決定した都道府県が不慮の災害等で開催が不可能となった場合は、文化庁と協議のうえ、本連盟総会の承認を得て中止又は延期するものとする。

(開催の期間)

第8条 高総文祭の開催の期間は、原則として7月下旬の5日間とする。

(開催部門)

第9条 開催部門は、定款第5条第1項第1号に定める正会員の資格を有する全国専門部であり、次のとおりとする。ただし、開催地の事情により協賛部門を設けることができる。

ア、演劇 イ、合唱 ウ、吹奏楽 エ、器楽・管弦楽 オ、日本音楽 カ、吟詠剣詩舞 キ、郷土芸能 ク、マーチングバンド・バトントワリング ケ、美術・工芸 コ、書道 サ、写真 シ、放送 ス、囲碁 セ、将棋 ソ、弁論 タ、小倉百人一首かるた チ、新聞、ツ、文芸 テ、自然科学

(2) 各部門は、別に定める「全国高等学校総合文化祭部門開催基準規程」により行うこととする。

なお、この規程の改廃については、本連盟理事会の議決を得ることとする。ただし、出品点数についてはこの限りでない。

(3) 高総文祭期間中に各種研究集会・協議会・表彰を行う場合は本連盟会長の承認を得なければならない。

(高総文祭参加資格)

第10条 参加者は都道府県高等学校文化連盟に加盟し、都道府県高等学校文化連盟会長から推薦された高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部、高等専門学校第3年次までの生徒並びに専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒で、当該部門の参加要項により全国大会参加の資格を得たものとする。

ただし、上記によらない生徒の参加については、本連盟会長と開催地実行委員会会長が協議し決定する。

(役員)

第11条 高総文祭の役員は別に定める基準による。

(発表・展示部門の運営)

第12条 各部門の運営は、本連盟、全国各専門部及び開催地実行委員会とが緊密な連絡をとりながらこれにあたる。

(実行委員会)

第13条 開催都道府県は高総文祭のために実行委員会を設置する。

2 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。

ア、名称 イ、事業 ウ、組織 エ、役員及び委員
オ、会議 カ、事務局 キ、その他必要事項

3 実行委員会には、企画運営委員会と事務局を設ける。

4 実行委員会は、次の事項について本連盟総会の承認を得なければならない。

(1) 高総文祭開催要綱

(2) 高総文祭事業計画

5 会場地市町村の実行委員会は開催都道府県が必要と認めた場合は設置することができる。

(参加に関する手続きの流れ)

第14条 各部門の参加については、概ね次の手順と内容による。

(1) 開催前年9月

開催地実行委員会は、本連盟事務局をととして全国専門部と協議し、部門別参加要項案を作成、開催前年の9月までに本連盟会長に提出し、承認を受けるものとする。

部門別参加要項に記載する内容は次のとおりとする。

ア、日時 イ、会場 ウ、参加資格 エ、出演団体 オ、出演人数 カ、参加基準
キ、交流会 ク、諸会議 ケ、参加校推薦書の送付 コ、その他必要事項

(2) 開催前年10月

開催実行委員会は、開催前年の10月中に各都道府県高等学校文化連盟会長あて、「開催要綱、参加校推薦要項、参加校推薦書、部門別参加要項」等を送付する。

(3) 開催年1月、3月

各都道府県高等学校文化連盟会長は、開催年の1月末までに、開催地実行委員会あて参加校の推薦を行う。また、開催地実行委員会は、開催年の3月に「参加校決定書、部門別参加要領、参加申込書、

総合開会式観覧希望調査、総合開会式における都道府県代表生徒の推薦書、作品の搬出方法の調査書、各部門の調査書、会場及び日程一覧、宿泊申込書」等を各都道府県高等学校文化連盟を経由して参加校に送付する。

(4) 開催年5月、6月

各都道府県高等学校文化連盟会長は、開催年の5月上旬までに、参加申し込みを行い、開催地実行委員会は、参加申し込みを受けて6月には「部門別実施要領」を各都道府県高等学校文化連盟を経由して各参加校へ送付する。（「実施要領」とは「参加申込書」をもとに、作成したプログラム、展示計画等をまとめたもの）

(参加申込)

第15条 各都道府県高総文祭等において選抜され、当該都道府県高等学校文化連盟会長の推薦を受け、開催地実行委員会から参加校決定書を受けた当該校長は、所定の様式により都道府県高等学校文化連盟に申込みを行う。申込みを受けた都道府県高等学校文化連盟は、開催地実行委員会あてに取りまとめて申し込むものとする。

ただし、当該教育委員会の推薦を受けなければならない都道府県については、その推薦を受けるものとする。

2 推薦を受けた当該校の参加申込み手続き期限は、競技部門以外は5月上旬、競技部門は、6月上旬とする。

3 申込みの詳細については、各開催部門の参加要領の記載に従う。

4 上記の申込み期限を過ぎた場合は原則として参加できない。

ただし、やむを得ない事情によって参加人数の変更等、参加にかかる内容の変更を行う場合は、必ず所属する各都道府県高等学校文化連盟を通じて開催地実行委員会に届出をする。

(参加負担金)

第16条 参加生徒1人につき1,000円の参加負担金を徴収する。また、団体（取扱）部門については、1団体につき20,000円とする。なお、取扱いについては別に定める。

(高総文祭の式典等)

第17条 市街パレードは原則として総合開会式同日に行う。

2 総合開会式は適切な施設内で別に定められた細則に則って行う。

3 各部門の開会式・閉会式はそれぞれの開催部門会場で行う。

(表彰)

第18条 各部門とも参加者に対し、別に定める「高総文祭表彰規程」により賞状を授与することができる。

(プログラム)

第19条 プログラムは総合プログラム及び部門プログラムとする。

2 部門ごとに「作品集」・「詩文集」・「講習会テキスト」等を作成することができる。

3 プログラムは無料で頒布することを原則とする。

4 プログラム等に掲載した広告料の収入は、開催地実行委員会が収受する。

(経費)

第20条 高総文祭の準備並びに運営のための経費は、国、開催都道府県、会場地市町村、本連盟等の負担金及び補助金でまかなうことを原則とする。

(宿泊)

第21条 都道府県役員、本部役員、参加生徒、引率教諭及び関係役員、報道員の宿泊は、開催地実行委員会が準備し配宿する。

2 各部門参加者の宿泊はなるべく実施会場に近い周辺に選定する。

3 宿泊は、旅館・ホテルを原則とするが、寺院、民宿等を利用することもできる。

4 宿泊料金については開催地実行委員会会長が本連盟会長と協議し前年の12月までに決定する。

5 宿泊の申込みについては、所定の様式により参加各高等学校の責任において期日までに申し込むものとする。

(交通)

第22条 開催地実行委員会は、できる限り高総文祭参加者の参集及び開催部門会場への必要な交通上の便宜

を図るものとする。

(国際交流事業)

第 23 条 海外諸国と我が国の高等学校生徒との文化交流を通じ、相互理解を促進するため、文化庁の「全国高等学校総合文化祭国際交流事業」を実施するものとする。

(著作権)

第 24 条 高総文祭における上演、演奏、録音及び録画に当たっては、各参加校並びに各開催部門の責任において、著作権の侵害にあたらないよう必要な措置をとるものとする。

2 高総文祭における上演及び演奏にかかる著作権隣接権の行使にあたっては、原則として各参加校、各開催部門、開催地実行委員会並びに本連盟との間で事前に協議するものとする。

(改 廃)

第 25 条 本規程は、本連盟理事会の決議によらなければ改廃することはできない。

(補 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は文化庁、高総文祭大会会長及び関係団体と協議のうえ会長が定める。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

ただし、この規程の施行日直前の旧規程第 6 条、第 7 条及び第 14 条の規定に基づき決定又は内定されている事項に限り、この規程の施行後も引き続き効力を有するものとする。

(附則)

この規程は平成 24 年 5 月 8 日から施行する。(一部改正)

この規程は平成 25 年 12 月 13 日から施行する。(16 条改正)

この規程は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。(14、15 条改正)

この規程は平成 26 年 12 月 12 日から施行する。(9 条改正)

この規程は平成 28 年 5 月 9 日から施行する。(9 条改正)

この規程は令和元年 5 月 21 日から施行する。(8 条改正)

(総会決議)

全国高等学校総合文化祭の略称について

公益社団法人全国高等学校文化連盟で使用する全国高等学校総合文化祭の略称は、原則として「(全国)高総文祭」とする。

なお、全国高等学校総合文化祭実行委員会及び関係団体等で使用する略称を「(全国)高総文祭」とするよう拘束するものではないが、全国的に統一した略称になっていくことを期待するものである。

(平成 14 年 2 月 7 日 平成 13 年度第 2 回社団法人全国高等学校文化連盟総会決定)